

第2節 安全管理

1-2-1 一般事項

- 1 受注者は、常に工事の安全に留意して現場管理を行い、災害の防止に努めること。
- 2 受注者は、工事現場内の危険防止のため保安責任者を定め、次の事項を守るとともに、平素から防災設備を施すなど常に万全の措置が取れるよう準備しておくこと。
 - (1) 工事施工にあたり「労働安全衛生規則」（昭和47年労働省令第32号）、「酸素欠乏症等防止規則」（昭和47年労働省令第42号）等に定めるところにより、かつ「土木工事安全施工技術指針」（平成5年3月建設省大臣官房技術調査室）を参考とし、常に安全管理に必要な措置を講じ労働災害発生の防止に努めること。
 - (2) 工事現場における安全な作業を確保するため、適切な照明、防護柵、板囲い、足場、掲示板等を施すこと。
 - (3) 万一の事故の発生に備え、緊急時における人員召集、資材の調達、関係連絡先との連絡方法等を確認するとともに図表等に表し、見やすい場所に掲示しておくこと。
特に、ガス工事関連工事については、緊急措置体制をとっておくこと。
 - (4) 暴風雨その他、非常の際は、必要な人員を待機させ、臨機応変の措置が取れるようにしておくこと。
 - (5) 火災予防のため火元責任者を定め、常に火気に対する巡視をするとともに、適切な位置に消火器を配備し、その付近は整理しておくこと。
- 3 危険物を使用する場合は、その保管及び取扱いについて関係法令に従い、万全の方策を講ずること。
- 4 工事のため火気を使用する場合は、十分な防火設備を講ずるとともに、必要に応じ所轄消防署に届出又は許可申請の手続きをとること。
- 5 受注者は、工事の施工に当たり必要な安全管理者、各作業主任者、保安要員、交通誘導員等を配置して、安全管理と事故防止に努めること。
- 6 現場代理人及び前項の要員等は、容易に識別できるよう腕章等を常時着用すること。
- 7 大量の土砂、工事用資材及び機械などの運搬を伴う工事については、「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故防止等に関する特別措置法」（昭和42年法律第131号）「車両制限令」（昭和36年政令第26号）を遵守し、関係機関と協議して、通行道路、通行機関、交通誘導員の配置、標識、安全施設等の設置場所、その他安全対策上の必要事

項について十分配慮したうえで、搬送計画をたて、実施すること。

1-2-2 工事中の安全確保

- 1 受注者は、土木工事安全施工技術指針（国土交通大臣官房技術審議官通達，平成13年3月29日），建設機械施工安全技術指針（建設省建設経済局建設機械課長，平成6年1月1日），「港湾工事安全施工指針（社）日本埋立浚渫協会」，「潜水作業安全施工指針（社）日本潜水協会」及び「作業船団安全運行指針（社）日本海上起重技術協会」を参考にして，常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。ただし，これらの指針は当該工事の契約条項を超えて受注者を拘束するものではない。
- 2 受注者は，安全対策については，施工計画書に必要事項を記載し，施工時にはこれを遵守するものとする。
- 3 受注者は，工事施工中，監督員及び管理者の許可なくして，流水及び水陸交通の支障となるような行為又は公衆に支障を及ぼすなどの施工をしてはならない。
- 4 受注者は，建設工事公衆災害防止対策要綱（建設事務次官通達，平成5年1月12日）を遵守して災害の防止を図らなければならない。
- 5 受注者は，水道工事に使用する建設機械の選定，使用等について，設計図書により建設機械が指定されている場合には，これに適合した建設機械を使用しなければならない。ただし，より条件に合った機械がある場合には，監督員の承諾を得て，それを使用することができる。
- 6 受注者は，工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物等に対して支障を及ぼさないよう必要な措置を施さなければならない。
- 7 受注者は，豪雨，出水，土石流，その他天災に対しては，天気予報などに注意を払い，常に災害を最小限に食い止めるため防災体制を確立しておかななければならない。
- 8 受注者は，工事現場付近における事故防止のため一般の立入りを禁止する場合，その区域に，柵，門扉，立入禁止の標示板等を設けなければならない。
- 9 受注者は，工事期間中，安全巡視を行い，工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い安全を確保しなければならない。安全巡視については，工事区域はもとより，その周辺の工事看板等の点検から仮設備，機械設備の点検確認など内容も多岐にわたることから，その工事に適した巡視項目とし，処置内容等を記録するものとする。また，安全巡視者の

安全教育も併せて行い、資質の向上を図りもって、施工の安全確保を図るものとする。

- 1 0 受注者は、工事現場のイメージアップを図るため、現場事務所、作業員宿舎、休憩所又は作業環境等の改善を行い、快適な職場を形成するとともに、地域との積極的なコミュニケーション及び現場周辺的美装化に努めるものとする。
- 1 1 受注者は、工事着手後、作業員全員の参加により月当たり、半日以上時間を割当て、次の各号から実施する内容を選択し、定期的に安全に関する研修・訓練等を実施しなければならない。
 - (1) 安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育
 - (2) 当該工事内容等の周知徹底
 - (3) 工事安全に関する法令、通達、指針等の周知徹底
 - (4) 当該工事における災害対策訓練
 - (5) 当該工事現場で予想される事故対策
 - (6) その他、安全・訓練等として必要な事項
- 1 2 受注者は、工事の内容に応じた安全教育及び安全訓練等の具体的な計画を作成し、施工計画書に記載して、監督員に提出しなければならない。
- 1 3 受注者は、安全教育及び安全訓練等の実施状況について、ビデオ等又は工事報告等に記録した資料を整備・保管し、監督員の請求があった場合は直ちに提示するとともに、検査時に提出しなければならない。
- 1 4 受注者は、所轄警察署、道路管理者、鉄道事業者、河川管理者、労働基準監督署等の関係者及び関係機関と緊密な連絡を取り、工事中の安全を確保しなければならない。
- 1 5 受注者は、工事現場が隣接し又は同一場所において別途工事がある場合は、受注業者間の安全施工に関する緊密な情報交換を行うとともに、非常時における臨機の措置を定める等の連絡調整を行うため、関係者による工事関係者連絡会議を組織するものとする。
- 1 6 受注者が、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第30条（特定元方事業者等の講ずべき措置）第1項に規定する措置を講じる者として、同条第2項の規定に基づき、受注者を指名した場合には、受注者はこれに従うものとする。
- 1 7 受注者は、工事中における安全の確保をすべてに優先させ、労働安全衛生法等関連法令に基づく措置を常に講じておくものとする。特に重機械の運転、電気設備等については、関係法令に基づいて適切な措置を講じておかなければならない。

- 1 8 災害発生時においては、第三者及び作業員等の人命の安全確保をすべてに優先させるものとし、応急処置を講じるとともに、直ちに監督員及び関係機関に通知しなければならない。
- 1 9 受注者は、工事施工箇所に地下埋設物等が予想される場合には、当該物件の位置、深さ等を調査し監督員に報告しなければならない。
- 2 0 受注者は施工中、管理者不明の地下埋設物等を発見した場合は、監督員に報告し、その処置については占用者全体の立会を求め、管理者を明確にしなければならない。
- 2 1 受注者は、地下埋設物等に損害を与えた場合は、直ちに監督員に報告するとともに関係機関に連絡し応急処置をとり、補修しなければならない。
- 2 2 安全に関する訓練の実施にあたっては、安全意識の高揚及び事故の未然防止、事故発生時の迅速な対応を図るため、受注者において月当たり半日以上の頻度で実施することとしている安全訓練のうち、1回以上を実践的情報伝達訓練に充てるものとし、実施内容を記録した資料を整備し、監督員に報告するものとする
- 2 3 枠組足場の設置を必要とする場合は、「手すり先行工法に関するガイドライン（厚生労働省）平成21年4月）」によるものとする。なお、これにより難しい場合は、設計図書に関して監督員と協議すること。

1-2-3 交通安全対策

- 1 受注者は、工事の施工に当たり、道路管理者及び所轄警察署の交通制限に係る指示に伴うとともに、沿道住民の意向を配慮し、所要の道路標識、標示板、保安柵、注意灯、照明灯、覆工等の設備をなし、交通の安全を確保すること。
- 2 保安設備は、車両及び一般通行者の妨げとならないよう配置するとともに、常時適正な保守管理を行うこと。
- 3 工事現場は、作業場としての使用区域を保安柵等により明確に区分し、一般公衆が立入らないように措置するとともに、その区域以外の場所に許可なく機材等を仮置きしないこと。
- 4 作業場内は、常に整理整頓をしておくとともに、当該部分の工事の進捗にあわせ、直ちに仮復旧を行い、遅滞なく一般交通に開放すること。
- 5 作業区間内の消火栓、公衆電話、ガス、水道、電話等のマンホール並びにボックスは、

これを常時使用できるように確保しておくこと。

- 6 作業場内の開口部は、作業中でもその場に工事従事者（保安要員）がいない場合は、埋戻すか仮覆工をかけ又は保安ネット等で覆っておくこと。

ただし、作業時間中で作業場所の周辺が完全に区分されている場合は、この限りでない。

- 7 道路に覆工を設ける場合は、車両荷重等十分耐える強度を有するものとし、道路面との段差をなくすようにする。

- 8 道路を一般交通に開放しながら工事を施工する場合は、交通誘導員を配置して、車両の誘導及び事故防止に当たらせること。

- 9 受注者は、工事用運搬路として、公衆に供する道路を使用するときは、積載物の落下等により、路面を損傷し、あるいは汚損することのないようにするとともに、特に第三者に工事公害による損害を与えないようにしなければならない。なお、第三者に工事公害による損害を及ぼした場合は、契約書第29条（第三者に及ぼした損害）によって処置するものとする。

- 10 受注者は、工事用車両による土砂、工事用資材及び機械などの輸送を伴う工事については、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当者、交通誘導員の配置、標識安全施設等の設置場所、その他安全輸送上の事項について計画をたて、災害の防止を図らなければならない。

- 11 受注者は、ダンプトラック等の大型輸送機械で大量の土砂、工事用資材等の輸送をとまなう工事は、事前に関係機関と協議のうえ、交通安全等輸送に関する必要な事項の計画を立て、書面で監督員に提出しなければならない。なお、受注者は、ダンプトラックを使用する場合、「土木関係直轄工事におけるダンプトラック過積載防止対策要領」、
「港湾関係直轄工事におけるダンプトラック過積載防止対策要領」に従うものとする。

ダンプトラック等による過積載の防止について、下記事項を遵守すること。

- ① 工事用資機材等の積載超過のないようにすること。
 - ② 過積載を行っている資材納入業者から資材を購入しないこと。
 - ③ ダンプカーのさし枠装着車等による違法通行は行わないこと。
- 12 受注者は、供用中の道路に係る工事の施工にあたっては、交通の安全について、監督員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和35年12月17日総理府、建設省令第3号）、道路工事現場に

おける標示施設等の設置基準（建設省道路局長通知，昭和37年8月30日）及び道路工事保安施設設置基準（案）（建設省道路局国道第一課通知，昭和47年2月）に基づき，安全対策を講じなければならない。

- 1 3 受注者は，設計図書において指定された工事用道路を使用する場合は，設計図書の定めに従い，工事用道路の維持管理及び補修を行うものとする。
- 1 4 受注者は，指定された工事用道路の使用開始前に当該道路の維持管理，補修及び使用方法等の計画書を監督員に提出しなければならない。この場合において，受注者は，関係機関に所要の手続をとるものとし，発注者が特に指示する場合を除き，標識の設置その他の必要な措置を行わなければならない。
- 1 5 発注者が工事用道路に指定するもの以外の工事用道路は，受注者の責任において使用するものとする。
- 1 6 受注者は，特記仕様書に他の受注者と工事用道路を共用する定めがある場合においては，その定めに従うとともに，関連する受注者と緊密に打合せ，相互の責任区分を明らかにして使用するものとする。
- 1 7 公衆の交通が自由かつ安全に通行するのに支障となる場所に材料又は設備を保管してはならない。受注者は，毎日の作業終了時及び何らかの理由により建設作業を中断するときは，交通管理者協議で許可された常設作業帯内を除き，一般の交通に使用される路面からすべての設備その他の障害物を撤去しなくてはならない。
- 1 8 工事の性質上，受注者が，水上輸送によることを必要とする場合には本条の「道路」は，水門又は水路に関するその他の構造物と読み替え「車両」は船舶と読み替えるものとする。
- 1 9 受注者は，工事の施工にあたっては，作業区域の標示及び関係者への周知など，必要な安全対策を講じなければならない。また，作業船等の船舶が輻輳している区域を航行又は曳航する場合，見張りを強化する等，事故の防止に努めなければならない。
- 2 0 受注者は，船舶の航行又は漁船の操業に支障をきたす恐れのある物体を海中に落とした場合，直ちに，その物体を取り除かなければならない。なお，直ちに取り除けない場合は，標識を設置して危険箇所を明示し，監督員及び関係官公庁に通知しなければならない。
- 2 1 受注者は，作業船舶機械が故障した場合，安全の確保に必要な措置を講じなければな

らない。なお、故障により二次災害を招く恐れがある場合は、直ちに応急の処置を講じるとともに監督員及び関係官公庁に通知しなければならない。

- 2 2 受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条における一般的制限値表1-4を超える車両を通行させるときは、道路法第47条の2に基づく通行許可を得ていることを確認しなければならない。

表 1-4 一般的制限値

車両の諸元	一般的制限値
幅	2.5m
長さ	12.0m
高さ	3.8m
重量 総重量	20.0t（但し、高速自動車国道・指定道路については、軸距・長さに応じ最大25.0t）
軸重	10.0t
隣接軸重の合計	隣り合う車両に係る軸距1.8m未満の場合は18t （隣り合う車軸に係る軸距が1.3m以上で、かつ当該隣り合う車軸に係る軸重9.5t以下の場合は19t）、1.8m以上の場合は20t
輪荷重	5.0t
最小回転半径	12.0m

ここでいう車両とは、人が乗車し、又は貨物が積載されている場合にはその状態におけるものをいい、他の車両をけん引きしている場合には、このけん引きされている車両を含む。

- 2 3 現道工事における安全施設の配置は別紙1「現道における保安施設配置図（案）」を標準とする。なお、距離表示を示す予告看板は、現地の状況に合わせ適正に配置すること。

1-2-4 歩行者通路の確保

- 1 歩道（歩道のない道路では、通常歩行者が通る道路の端の部分）で工事をする場合は、歩行者通路を確保し、常に歩行者の通路として開放すること。
- 2 横断歩道部分で工事をする場合は、直近の場所に歩行者が安全に横断できる部分を設け、

かつ交通誘導員を配置して歩行者の安全に努めること。

- 3 歩道及び横断歩道の全部を使用して工事する場合は、他に歩行者が安全に通行できる部分を確保し、必要な安全設備を施したうえ交通誘導員を配置して歩行者の安全に努めること。
- 4 歩行者の通路となる部分又は家屋に接して工事をする場合は、その境界にパネル等を設置し又は適当な仮道路、若しくは仮橋を設置して通行の安全をはかること。
- 5 歩行者通路となる部分の上空で作業を行う場合は、あらかじめ安全な落下物防護の設備を施すこと。
- 6 工事現場周辺の歩行者通路は、夜間、白色電球等を用いて照明しておくこと。
- 7 歩行者通路は、原則として車道に切回さないこと。ただし切回すことが許可された場合は、歩行者通路と車両通行路とは堅固な柵で分離すること。
- 8 工事のため歩行者通路を切回した場合は、その通路の前後、交差点及び曲がり角では歩行者通路及び矢印を標示した標示版を設置すること。
- 9 片側歩道を全部使用して施工する場合は、作業帯の前後の横断歩道箇所に迂回案内板等を掲示するなどして、歩行者を反対側歩道に安全に誘導すること。

1-2-5 事故防止

- 1 受注者は、工事の施工に際し、「建設工事公衆災害防止対策要綱」（平成5年1月建設事務次官通達）、「土木工事安全施工技術指針」（昭和50年6月10日建設省）等に基づき、公衆の生命身体及び財産に関する危害、迷惑を防止するために必要な措置をすること。
- 2 工事は、各工種に適した工法に従って施工し、設備の不備、不完全な施工等によって事故を起こすことがないように十分注意すること。
- 3 所要の箇所には、専任の保安責任者、地下埋設物保安責任者を常駐させ、常時点検設備（必要な補強）に努めること。
- 4 工事現場においては、常に危険に対する認識を新たにして、作業の手違い、従事者の不注意のないよう十分徹底しておくこと。
- 5 工事用機械器具の取扱いには、熟練者を配置し、常に機能の点検整備を完全に行い、運転に当たっては操作を誤らないようにすること。

- 6 埋設物に接近して掘削する場合は、周囲の地盤の緩み、沈下等に十分注意して施工し、必要に応じて当該埋設物管理者と協議のうえ、防護措置を講ずること。
- 7 工事中は、地下埋設物の試掘調査を十分に行うとともに、当該埋設物管理者に立会いを求めてその位置を確認し、埋設物に損傷を与えないよう注意すること。
- 8 工事中、火気に弱い埋設物又は可燃性物質の輸送管等の埋設物に接近して溶接機、切断機等火気を伴う機械器具を使用しないこと。
ただし、やむを得ない場合は、その埋設物管理者と協議し、保安上必要な措置を講じてから使用すること。
- 9 工事用電力設備については、関係法規等に基づき次の措置を講ずること。
 - (1) 電力設備には、感電防止用漏電遮断器を設置し、感電事故防止に努めること。
 - (2) 高圧配線、変電設備には、危険表示を行い、接触の危険のあるものには必ず柵、囲い、覆い等感電防止措置を行うこと。
 - (3) 仮設電気工事は、電気事業法電気設備に関する技術基準（通産省令）に基づき電気技術者に行わせること。
 - (4) 水中ポンプその他の電気関係器材は、常に点検、補修を行い、正常な状態で作動させること。
- 10 工事中、その箇所が酸素欠乏若しくは有毒ガスが発生するおそれがあると判断したとき、又は監督員その他の関係機関から指示されたときは、「酸素欠乏症等防止規則」（昭和47年9月30日 労働省令第42号）等により換気設備、酸素濃度測定器、有毒ガス検知器、救助用具等を設備し、酸素欠乏作業主任者をおき万全の対策を講ずること。
- 11 塗装工事において、管渠内、坑内等で施工する場合は、「有機溶剤中毒防止規則」（昭和47年9月30日 労働省令第39号）等によって作業の安全を期すること。
- 12 薬液注入工事においては、注入箇所周辺の地下水、公共用水域等の水質汚染又は土壌汚染が生じないように、関係法規を遵守して、周到な調査と施工管理を行うこと。

1-2-6 事故報告

受注者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督員に通報するとともに、監督員が指示する様式（事故等報告書）で指示する期日までに、提出しなければならない。

1-2-7 現場の整理整頓

- 1 受注者は工事施工中，交通及び保安上の障害とならないよう機械器具，不要土砂等を整理整頓し，現場内及びその付近の清潔を保つこと。
- 2 受注者は，工事完成までに，不要材料，機械類を整理するとともに，仮設物を撤去して，跡地を清掃すること。

1-2-8 現場の衛生管理

加圧ポンプ室及び配水池場内で行う工事に従事する者は，特に衛生管理に注意すること。